

宇土市ウォーターP P P導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル評価基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて、宇土市ウォーターP P P導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）が受託者1者を選定するために必要な事項について定める。

(評価項目及び評価点)

第2条 実施要綱第5条第8項の規定により第1位提案者を特定するための評価項目及び評価点は、宇土市ウォーターP P P導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別表1「評価基準」による。

(選定評価表)

第3条 委員会における評価は、別紙評価表により行う。

(評価方法)

第4条 委員会は、実施要領に基づき提出される提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価表に基づいて、提案者を評価する。

- 2 提案者の評価点は、選定評価表により採点された各委員の評価点の平均点をもって、提案者の評価点とする。

(参加業者が1者のみの場合の取扱い)

第5条 本プロポーザル参加者が1者のみの場合は、提案者の評価点が最低基準点以上であれば、その提案者を受託候補者として選定する。

- 2 最低基準点は、評価点合計（100点）の6割（60点）とする。

(別表 1)

宇土市ウォーター P P P 導入可能性調査業務委託

評価基準

評 価 項 目		配 点
業務体制に関すること	業務受託実績	5
	配置技術者の技術力	5
業務委託に関すること	業務実施方針	10
	工程計画	10
特定テーマ① 本市上下水道事業の特性を踏まえ、水道事業と下水道事業連携のスキーム検討における具体的な取組み方・留意点・業務提案		20
特定テーマ② マーケットサウンディング及びVFM算定にあたっての具体的な取組み方・留意点・業務提案		20
プレゼンテーション	プレゼンを通じての本業務への熱意・意欲	10
提案価格※	最低提案見積額を 20 点とし、他の提案者を相対的に評価する	20
合 計		100

※価格評価は、最低額を満点（20 点）とし、他の提案者は次のとおり評価する。

【他の提案者評価点 = 満点 × 最低提案見積額 ÷ 提案見積額】
 （小数点以下切捨）

例）最低提案見積額 2,000 万円、次点提案見積額 2,500 万円の 2 者の場合

・最低提案見積り者 評価点 20 点

・次点提案見積り者 評価点 16 点

$20 \text{ 点} \times 2,000 \text{ 万円} \div 2,500 \text{ 万円} = 16$